

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 8 号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 の表整理番号 7 の 4 の項中「および督促状」を「，督促状および口座振替済通知書」に改める。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 0 日から施行する。